

2009年（平成21年）7月2日

国土交通省九州地方整備局
熊本県知事

岡本 博 様
蒲島郁夫 様

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表 中島 康
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域市民の会	会長 緒方俊一郎
球磨川大水害体験者の会	会長 堀尾芳人
川辺川利水訴訟原告団	団長 茂吉隆典
美しい球磨川を守る市民の会	代表 出水 晃
やつしろ川漁師組合	組合長 毛利正二
川辺川・球磨川を守る漁民有志の会	代表 吉村勝徳

連絡先

要望書

2009年6月8日、第3回「ダムに依らない治水を検討する場」と称する会議が開催されました。私共はこの会議を傍聴し、ダムなしの球磨川水系の治水案について有意義かつ建設的な議論が進められ、よい結論が引き出せるものと期待しておりました。しかしこの期待は現時点においては大きく裏切られたと言わざるを得ません。国交省は共通の認識の為と称し、シミュレーションでいたずらに危険を強調するだけで、具体的な治水案については一言の発言もありません。

国交省および県に求められているのは、「検討する場」において流域の現地調査を詳細に行い、流域住民の治水に対する声に真剣に耳を傾け、ダムによらない治水を提唱している専門家の意見を参考にし、流域住民および熊本県民が望むダムなしの治水案を早急にまとめることです。

以上、述べた通り「ダムに依らない治水対策を検討する場」の会議に於いて住民が望むダムに依らない治水対策を真剣かつ早急に検討し策定するために下記の事項を強く要望します。

記

1. 緊急対策として要望すること

1-1 堤防問題

国交省は「ダムに依らない治水を検討する場」において、堤防決壊の危険性を指摘しています。もしそのような事実があるのであれば、いたずらに恐怖を煽るだけのシミュレーション遊びに興じるのではなく、具体的な危険箇所を指定し、決壊防止対策の為の堤防強化を緊急の工事として取り組むべきです。

1-2 中流域の家屋の嵩上げと浚渫問題

- ・現在の嵩上げ工事計画が川辺川ダム建設を前提とした計画であれば、これを根本から直して、過去から現在に至るまでの洪水の状況にあわせて嵩上げすること。
- ・中流域に於いては、荒瀬、瀬戸石の両ダム完成後、かつて無かった水害が起こっています。まず荒瀬、瀬戸石両ダムに堆積している土砂、ヘドロを取り除き、最終的には両ダムを撤去すること。
- ・洪水発生時前には、荒瀬、瀬戸石両ダムを完全開放し治水最優先で操作すること。

1-3 道路の嵩上げについて

国道が川辺川ダム建設を前提してつくられているのであれば計画として重大な誤りを国は犯しています。想定外の洪水にも対応した道路建設は常識です。早急に道路を総点検し嵩上げ工事をすること。

1-4 人吉の河川の拡幅問題

人吉市内人吉橋左岸地点が最大の問題箇所です。この地点を無視して他の地点の川の拡幅を考えるのはおかしい。人吉橋左岸地点の拡幅を現在放置し、こじらせてきたのは国です。業務怠慢による責任です。早急に解決すること。

1-5 萩原堤防問題

遅れている八代市萩原橋付近の強化堤防の早期完成を急ぐこと。

2. 遊水地に関する要望

耕作地を遊水地とする場合、堤防は霞堤で対応すること、又、耕作地への内水の氾濫はこれを遊水地として対応すること。市房ダム・幸野ダムのヘドロ対策を早急に実施すること。又、遊水地と耕作地にはこれに相応の補償をすること。

3. 市房ダムに関する要望

- ・ダムの貯水面の嵩上げは放流の場合の危険度を高めるだけで、流域住民は納得しません。ダム放流の恐怖はいまも流域住民の心に焼き付いています。まずダム湖に堆積した土砂の撤去こそ急ぐべきです。予測より早い土砂の堆積を放置しているのは県の大きな責任です。
- ・第3回の会議で貯水面を1メートル上げれば人吉で30センチの水位の降下があるとのこと。現在のダム効果は国交省では20センチであるとして1メートルの嵩上げで現在のダム1.5個分に相当するのか詳細に説明を願いたい。

4. 付記

(1) 球磨川水系全域において異常な堆砂が洪水の水位を引き上げている。場所によっては天井川になりかねないほどの堆積がみられるし、多くの樹木が生い茂っている所もある。治水の安心・安全を口にするのでれば、球磨川水系全域において浚渫工事に取り組むべきである。

(2) 球磨川水系は山地が育んでいる。治山なくして治水は勿論、川そのものが語れない。流域の豊かな自然こそ球磨川水系の最も大切な河川環境である。球磨川流域の山地の豊か自然の再生に取り組むことなしに治水はない。流域至る所ところ広域の皆伐が見られるし、至るところ山地崩壊が起きており、多量の土砂を河川に流しこんでいる。治山の対策を提示し、その取り組みを強くもとめる。

以上

2009年7月4日

ダムによらない治水を検討する場 御中

今本博健

2008年9月11日に蒲島熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を求めたことを契機として「ダムによらない治水を検討する場」が設置され、熱心な議論が続けられていますが、公表されている資料や議事録によりますと、「なぜ、ダムによらない治水でなければならないのか」の議論が置き去りにされているように感じました。

以下に私見を述べさせていただきますので、参考になれば幸いです。

「ダムによらない治水」についての私見

治水の使命は「いかなる洪水」に対しても住民の生命と財産を守ることです。「ダムによらない治水」は、長い時間をかけて実現するダム計画とは関係なく、とりあえず使命を「直ちに」実現し、その後より高度の対策を目指そうとするものです。

これまでの治水は、「ある大きさまでの洪水」だけを対象とし、被害を防ごうとしてきました。しかし、洪水は自然現象ですので、どのような洪水を対象にしても、いつか必ずそれを超える洪水が発生し、壊滅的な被害になる恐れがあります。それは「仕方がない」では、治水の使命を果たすことになりません。

もちろん河川管理者も手をこまねいていたわけではありません。1987年の河川審議会(現社会資本整備審議会河川分科会)の答申を受け、対象を超える洪水に対する対策いわゆる超過洪水対策を実施して、いかなる洪水にも対応しようとしています。しかし、それはあくまで補完策に過ぎず、基本となる対策が一定限度の洪水しか対象にていませんので、抜本的な解決になりません。

その典型がダムです。ダムができれば被害がなくなるかの錯覚がありますが、ダムが役に立つのは河道の流下能力よりも大きくかつ対象より小さな洪水に対してだけです。たまたまそのような洪水が発生し、ダムにより外水氾濫による被害を防げたとしても、内水氾濫による被害は防げません。わが国には900基を超える治水を目的としたダムがありますが、真に役立った例がほとんどないのに対し、04年の新潟水害のように、ダムがありながら壊滅的な被害になる例はきわめて多いのです。

洪水はいつ発生するかわかりません。そのため、ダム計画の有無にかかわらず、直ちに実施しておかねばならないのが避難システムの確立と堤防の補強です。

洪水は、地震と違って、必ず予知できます。そして、避難すれば、少なくとも生命は守れます。水害が少なくなったこともあるってか、危険地に住む人ですら安心しきっています。洪水への危険性をよく認識させ、適切な避難ができるようにしておくことは自治体の首長の責務です。

洪水による壊滅的被害の多くは破堤によるものです。しかし、これまでの河川管理者は堤防補強に対して余りにも消極的でした。最近ようやく実施されるようになりましたが、流れによる洗掘と堤防への水の浸透だけが対象で、肝心の越水については対策工法が確立されないとして放置しています。しかし、耐越水堤防として有効な工法はすでにあります。もしダムをつくるがために放置しているのでしたら、それは許されない不作為です。

異常な大洪水の場合は氾濫するかもしれませんので、たとえ氾濫しても被害を少なくする必要があります。土地の適切な利用や住家の耐水化をはかり、重要区域を二線堤や輪中堤などで守るのです。また、洪水を河川に閉じ込めるのではなく、霞堤や野越によって洪水を流域全体で受け止めるようにすることも重要です。

こうした対策の多くは直ちに実施することができます。ダム計画があろうと、ダムができるまで住民を危険に晒しておくことは許されません。住民の命を守ることに責任があるという河川管理者や自治体首長がこれらの対策を放置しているのは無責任としかいえません。

こうした対策が実施されれば、結果として、ダムの価値は下がります。例えば、堤防を補強すれば実際の流下能力は増大しますので、ダムが役立つ洪水の範囲は狭められます。場合によってはなくなる可能性もあります。被害軽減策を実施すれば、ダムが役立つ程度の洪水なら、被害は軽微ですみます。

そのような被害を解消するために、本来すべき対策よりダムを優先させるのは治水の王道ではありません。ダムの有無にかかわらず必要な流下能力の増大や壊滅的被害の回避する対策を優先させるべきです。

これまでの議論を見ますと、ダムによる調節量を他の方法で代替することに重点がおかかれているように受け取れますが、それは一定限度の洪水を対象とする従来型治水に他ならず、新たな展望は開けません。

ダムによらない治水を検討する場が、治水のあり方を根底から見直し、「新たな治水」の出発点となることを望んで止みません。

国土交通省九州地方整備局長 岡本博様

2009年7月13日

日本共産党熊本県委員会

委員長 久保山啓介

日本共産党南部地区委員会

委員長 橋田芳昭

「ダムによらない治水を検討する場」をつうじて 河川法にもとづく「ダムなしの河川整備計画」策定を

1、「ダムによらない治水を検討する場」の到達と課題

① 「ダムによらない治水を検討する場」の設置目的

ダムによらない治水を検討する場で再びダムへと誘導するような議論が一部に見られ危惧されていることから、今後の課題を考えるうえであらためて、「検討する場」の設置目的を確認することが重要になっています。

「ダムによらない治水を検討する場」(以下「検討する場」)の設置目的については、第1回「検討する場」において、その位置づけ、考え方が明確に示されています。

*第1回「検討する場」会議録から

—岡本九州地方整備局長

この「ダムによらない治水を検討する場」の目的は、「地域の宝」である球磨川において、ローカルな価値観を反映した川づくりを行うために、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について極限まで検討し、地域の安全に責任を負う者の間で認識を共有することとさせていただいているところでございます。

—藤澤九州地方整備局河川部長

これまでのやり方にとらわれず、現実的にどういった対策が可能なのかどうか、それを皆様にご提案いただきながら積みあげていくという格好で検討を進めさせて頂ければと思います。それぞれそういったもののご提案頂いたものをどういう効果があり、あるいはどういう影響ありということを一つずつ認識を共有していくということから詰めていきたいと思っています。

まず、治水の安全度、例えばこれをありきという形を前提にスタートするわけではなくて、現実的なもの、あるいは現状からどこまで安全度をどういうことをすれば上げていくことができるか、それを一つ一つ積み重ねていきた

いと思っております。

—藤巻九州地方整備局八代河川国道事務所長

市長からご指摘のございました今回の趣旨でございます。先ほど、私どもの局長並びに蒲島知事がおっしゃいましたとおり、この場というのはダムによらない治水対策というのがとにかくどういうものがあるんだろうと、皆さんのアイデア、ご提案をもとにいろいろと考えていこうというものでございます。その中で現実的な手法があるかというのを、我々は国として一生懸命、技術的に検討した結果を皆様にお示しをしようと思っています。その結果を皆様でごらんになりまして、この参加者、本日お集まりの市町村長様、県知事様をはじめ県の方々、並びに私ども国、この参加者の間で共有していこうというのがあくまでも趣旨でございます。ですから先ほど河川部長が申し上げておりましたとおり、市長が最初にお話になりましたような川辺川ダムに関する議論といったものをこの場で何か議論するとか、何か結論づけるとか、そういうものではないということをご理解頂ければと思っております。

—蒲島熊本県知事

皆さんもご存知のとおり、昨年9月11日、定例県議会において、計画発表以来40年以上が経過した川辺川ダム問題について、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を極限まで追求すべきであるとの考えを表明いたしました。

そして、この考えを国にお伝えするとともに、ダムによらない治水を検討して頂くよう要請してまいりました。10月28日、金子国交大臣とお会いしたときに、大臣からダムによらない治水対策を国と県が一緒に検討してはどうかとのご提案をいただきました。

私は、「ダムを前提としない検討であること」、そして「検討の間も中流、下流において実施されている河川改修など、すぐにできる対策は引き続き進めること」を了解して頂いたうえで、検討の場を設けることに同意致しました。

そして、地元の市町村長の皆様にも参加をお願いし、本日、このダムによらない治水を検討する場が開催される運びとなった次第です。

国土交通省には私のダムによらない治水対策を追求すべきであるとの考えを理解していただき、この検討する場を設置して頂くことに感謝を申し上げます。

また、地元市町村の皆様には、検討する場への参加をご了解頂き、誠にありがとうございました。

今回、「ダムによらない治水を検討する場」が、国・県・市町村協力のもと設けられたことは、我が国における治水の歴史上、画期的なことであり、地

域の意向を重視する河川法の精神にもつながるものだと思っております。いまこそ、国・県・市町村が知恵を出し合って、地域の価値観を活かしたダムによらない治水対策を検討する絶好の機会です。この検討の場において、流域の人々の生命・財産を守り、かつ、球磨川という地域の宝を守る治水対策がとりまとめられ、その結果、県民の総幸福量が増大する、そのような議論を皆さんと協力して行っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

②熊本県の「ダム以外治水案」について

第2回「検討する場」において、熊本県は、「実現可能な対策を現実的な条件の下で検討していただきたい」として、検討の対象となる治水対策として、「河川の流下量を増やす河道対策」「洪水量を抑える洪水調節施設」を柱としてあげ、「河道対策」としては、河床の掘削、堤防の嵩上げ、堤防の引き提、「洪水調節施設」としては、既設の市房ダムの再開発、遊水地の新設を提案しました。第3回「検討する場」では、熊本県から「ダムによらない治水対策検討条件」として個々の具体案が示されました。

熊本県の姿勢と提案は、「ダムによらない治水」に自ら具体策を示し、ダムによらない治水を推進しようとするものであり、「検討する場」の設置目的に沿うものとして評価できるものです。

今後、個々の具体案については、流域市町村、水害被災者、流域住民、市民団体などとの協議、懇談をつうじて、充実改善がなされていくよう、国土交通省としてサポートしていかれるよう求めるものです。

③設置目的からの逸脱、「ダム治水」への逆行は許されない

6月3日の申し入れでも指摘しましたが、第2回、第3回「検討する場」における国交省の対応に対して、最終的には、「やはりダムしかない」との方向に誘導することを企図するものであるとの不信、批判が強くなっています。

第3回「検討する場」に示された国交省の「説明資料①」は、国交省が「住民討論集会」で頑なに主張し、「河川整備基本方針検討小委員会」で強行決定された人吉地点80分の1、 $7,000 \text{ m}^3/\text{s}$ 、200分の1ともいわれる2006年（平成18年）川内川降雨にもとづくシミュレーションでした。川辺川ダムに導くレベルの「安全度」、あるいはそれ以上の「安全度」に引き上げることによって、「ダムによらない治水」という論議の行く末を事実上封じ込め、「ダムしかない」とする国交省の企図があらわになつたものです。「住民討論集会」で、人吉地点 $7,000 \text{ m}^3/\text{s}$ を主張し、川辺川ダム以外代替案費用、2,100億円（人吉地点1160億円、中流域870億円、八代地区70億円）を強弁し、川

辺川ダム建設に固執した国交省の再現とも言えるものです。

金子国土交通大臣と蒲島知事会談での合意や、「検討する場」の設置目的から逸脱する国交省の対応は、事態をまた「川辺川ダムは是か非か」を争う段階に逆戻りしかねないもので、厳しく抗議するものです。

国土交通省が、「検討する場」の設置目的に沿って、「ダムに回帰する意図がないこと」、「ダムなし河川整備計画を策定すること」を明言し、「ダム以外治水」の具体化のために誠実に努められるようあらためて強く求めるものです。

2、河川法にもとづく「ダムによらない河川整備計画」の策定を

① 球磨川水系河川整備計画

国交省は、昨年の8月25日、今後おおむね30年間の具体的な河川の整備に関する計画である「球磨川水系河川整備計画（案）」を熊本県に示しました。

その後、蒲島知事の「川辺川ダム白紙撤回」表明（9月11日）を経て、「ダムによらない治水」対策をめざすこととなりました。この結果、8月25日、国交省が示した「球磨川水系河川整備計画（原案）」の「川辺川ダムによる洪水調節」は存在しないこととなりました。

河川整備計画についての考え方については、第1回「検討する場」で詳しく明らかにされています。

*第1回「検討する場」会議録より

—藤澤九州地方整備局河川部長

大きな目標としての球磨川の河川整備基本方針というのは1昨年策定しておりますけれども、それを受け一気にたどり着けるわけではございませんので、そうした中で現状からいかにいろんなお知恵を頂きながら、どういうメニューであればどういったところが効果が得られるかというところを下から積み上げるような格好の検討を今回は進めていきたいなと思っております。

もともと基本方針というのは、かなり長中期的な目標ということで定めています。そうした中で私どもは昨年8月25日に(整備局長から熊本県知事へ)お話を頂いたのは、当面の整備計画の考え方ということで、概ね30年間でどこまでできるかというようなお話を説明させて頂いたわけでございます。今回、一気に長中期的なことではなく、まず、現状からどこまでどういったメニューで積み上げられるのか、それによって流域がどういう状況に

なるのか、それを皆様に確認して共有しながらこの会議を進めさせて頂ければと思っております。,そうした中で皆様方の更なるご意見を頂きながら、今後をどう進めていくかということについてもご意見頂けるかと思っております。

一松永熊本県土木部長

球磨川は国が管理している河川ですから、県がここでお答えすることではないかもしませんが、県が河川管理をやっている場合の治水安全度の考え方でございますが、先ほど国土交通省の方からご説明がございましたが、河川の治水については大きく2つの流れがありまして、1つは、(河川整備)基本方針で、将来の河川の安全はこのようにやっていくんだということは明快になっております。ただ、当面、どのようなことをやっていくのかということを(河川)整備計画で、位置づけて、短期的に取り組む目標を定めております。

ですから先ほど八代市長さんからお話しがありましたように、球磨川の安全度というのは、国は、将来的には上中流が1/80、下流が1/100と示されています、その目標に向かって、どういう手順で進めていくか、その手順を明らかにしているのが(河川)整備計画でございます。この「ダムによらない治水対策の検討の場」についても、今後、(河川)整備計画をどうやって立てていくかという、先ほどから言われておりますように、流域の共通認識を図った上で、どのような(河川)整備計画を立てていくかということのベースになるものだと思っておりますので、いきなり1/80、1/100というのをこの場で議論するのではないと思っております。

一藤澤九州地方整備局河川部長

長期的な1/80、八代で1/100という目標は、これはこれであります。こうした中で、途中段階の、先ほど県の土木部長さんがお話しされた、整備計画という、途中段階目標みたいなものもあります。それは具体にどういったメニューを積みあげていけば、どれくらいまで当面の安全度をあげられるかというものですございます。一気に1/80はいかない場合は、そういう中間目標をもって整備を進めていくということでございます。」

②「ダムなし河川整備計画」策定を

日本共産党熊本県委員会は、6月3日付の「申し入れ」で、河川法にもとづく河川整備計画の策定を求めました。

河川整備計画は、河川法に定められているもので、国交省は策定の義務を負っています。また、これまでの「検討する場」の発言でも明らかなように、「ダムによらない治水」とは、「ダムによらない河川整備計画」に他ならないことは明らかです。

第3回「検討する場」で提案された「熊本県案」を、改善充実させ、流域の市町村長も参加する、河川法上の規定との関連でも好条件を備える「検討する場」で河川整備計画の「原案」を練り上げ、それをベースに国交省として、法に則り、住民意見、専門家意見、首長意見を聴取・反映し、合意形成を経て、「ダムなしの球磨川水系河川整備計画」を策定していくようにすべきです。

* 6月3日「申し入れ」の「河川整備計画」の関連部分

「80年に一度の洪水=川辺川ダム」こそ、国土交通省が永く固執続けてきた立場です。そのために現実に求められる球磨川・川辺川の治水対策が遅れました。河川法が改正されて12年になりますが、いまだに同法にもとづく河川整備計画が策定されていません。これも川辺川ダムを含む河川整備計画に国交省がこだわってきたためです。

河川法に基づく河川整備計画が、法に基づくダムによらない治水計画です。河川整備計画は、20年～30年に1度の安全度を目標にすることとなっており、ダムを含まない治水計画として策定することができます。また流域住民の意見を聞くことが求められており、流域住民の意見・要求を法的に反映する仕組みもあります。「川辺川ダムがやっぱり必要」と誘導するような資料の説明や論議ではなく、「毎年ある水害をなくしてほしい」という切なる声に、現実にこたえる河川整備計画の策定のために、「検討の場」がその役割を果たすよう、国土交通省の尽力を願うものです。

熊本県知事 蒲島郁夫様

2009年7月13日

日本共産党熊本県委員会

委員長 久保山啓介

日本共産党南部地区委員会

委員長 橋田芳昭

「ダムによらない治水を検討する場」をつうじて

河川法にもとづく「ダムなしの河川整備計画」策定を

1、「ダムによらない治水を検討する場」の到達と課題

① 「ダムによらない治水を検討する場」の設置目的

ダムによらない治水を検討する場で再びダムへと誘導するような議論が一部に見られ危惧されていることから、今後の課題を考えるうえであらためて、「検討する場」の設置目的を確認することが重要になっています。

「ダムによらない治水を検討する場」(以下「検討する場」)の設置目的については、第1回「検討する場」において、その位置づけ、考え方が明確に示されています。

*第1回「検討する場」会議録から

—岡本九州地方整備局長

この「ダムによらない治水を検討する場」の目的は、「地域の宝」である球磨川において、ローカルな価値観を反映した川づくりを行うために、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について極限まで検討し、地域の)安全に責任を負う者の間で認識を共有することとさせていただいているところでございます。

—藤澤九州地方整備局河川部長

これまでのやり方にとらわれず、現実的にどういった対策が可能なのかどうか、それを皆様にご提案いただきながら積みあげていくという格好で検討を進めさせて頂ければと思います。それぞれそういうもののご提案頂いたものをどういう効果があり、あるいはどういう影響ありということを一つずつ認識を共有していくというところから詰めていきたいと思っています。

まず、治水の安全度、例えばこれをありきという形を前提にスタートするわけではなくて、現実的なもの、あるいは現状からどこまで安全度をどういうことをすれば上げていくことができるか、それを一つ一つ積み重ねていきた

いと思っております。

—藤巻九州地方整備局八代河川国道事務所長

市長からご指摘のございました今回の趣旨でございます。先ほど、私どもの局長並びに蒲島知事がおっしゃいましたとおり、この場というのはダムによらない治水対策というのがとにかくどういうものがあるんだろうと、皆さんのアイデア、ご提案をもとにいろいろと考えていこうというものでございます。その中で現実的な手法があるかというのを、我々は国として一生懸命、技術的に検討した結果を皆様にお示しをしようと思っています。その結果を皆様でごらんになりまして、この参加者、本日お集まりの市町村長様、県知事様をはじめ県の方々、並びに私ども国、この参加者の間で共有していこうというのがあくまでも趣旨でございます。ですから先ほど河川部長が申し上げておりましたとおり、市長が最初にお話になりましたような川辺川ダムに関する議論といったものをこの場で何か議論するとか、何か結論づけるとか、そういういたものではないということをご理解頂ければと思っております。

—蒲島熊本県知事

皆さんもご存知のとおり、昨年9月11日、定例県議会において、計画発表以来40年以上が経過した川辺川ダム問題について、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を極限まで追求すべきであるとの考えを表明いたしました。

そして、この考えを国にお伝えするとともに、ダムによらない治水を検討して頂くよう要請してまいりました。10月28日、金子国交大臣とお会いしたときに、大臣からダムによらない治水対策を国と県が一緒に検討してはどうかとのご提案をいただきました。

私は、「ダムを前提としない検討であること」、そして「検討の間も中流、下流において実施されている河川改修など、すぐにできる対策は引き続き進めること」を了解して頂いたうえで、検討の場を設けることに同意致しました。

そして、地元の市町村長の皆様にも参加をお願いし、本日、このダムによらない治水を検討する場が開催される運びとなった次第です。

国土交通省には私のダムによらない治水対策を追求すべきであるとの考えを理解していただき、この検討する場を設置して頂くことに感謝を申し上げます。

また、地元市町村の皆様には、検討する場への参加をご了解頂き、誠にありがとうございました。

今回、「ダムによらない治水を検討する場」が、国・県・市町村協力のもと設けられたことは、我が国における治水の歴史上、画期的なことであり、地

域の意向を重視する河川法の精神にもつながるものだと思っております。いまこそ、国・県・市町村が知恵を出し合って、地域の価値観を活かしたダムによらない治水対策を検討する絶好の機会です。この検討の場において、流域の人々の生命・財産を守り、かつ、球磨川という地域の宝を守る治水対策がとりまとめられ、その結果、県民の総幸福量が増大する、そのような議論を皆さんと協力して行っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

②熊本県の「ダム以外治水案」について

第2回「検討する場」において、熊本県は、「実現可能な対策を現実的な条件の下で検討していただきたい」として、検討の対象となる治水対策として、「河川の流下量を増やす河道対策」「洪水量を抑える洪水調節施設」を柱としてあげ、「河道対策」としては、河床の掘削、堤防の嵩上げ、堤防の引き提、「洪水調節施設」としては、既設の市房ダムの再開発、遊水地の新設を提案しました。第3回「検討する場」では、熊本県から「ダムによらない治水対策検討条件」として個々の具体案が示されました。

熊本県の姿勢と提案は、「ダムによらない治水」に自ら具体策を示し、ダムによらない治水を推進しようとするものであり、「検討する場」の設置目的に沿うものとして評価できるものです。

一方、個々の具体案については、水害被災者、流域住民、市民団体、日本共産党などがこれまで「ダム以外治水」対策として求めてきたものに合致する点、対策として的確な点について是としながら、異なる点、問題点などについては、改めていく姿勢で臨まれることを求めます。県として、流域で県案の「説明会」「懇談会」などを開き、要望・意見を聞き、「提案内容」をさらに改善・充実していくことを要請します。

なお、蒲島知事は、川辺川ダムについては、「球磨川は宝」として「白紙撤回」を掲げながら、荒瀬ダムは存続へと強引に向きを変え、天草の路木ダム建設推進という不可解な態度をとっています。このことへの批判と不信は日を追って高まっています。こうした批判と不信は当然のことであり、日本共産党も共感、共有するものです。蒲島知事が、「球磨川とダム問題」「ダムによらない治水対策」を真摯に追求するなかで、荒瀬ダム問題、路木ダム問題でも、県民の支持と共に得られる立場に立たれることを求めるものです。

③設置目的からの逸脱、「ダム治水」への逆行は許されない

6月3日の申し入れでも指摘しましたが、第2回、第3回「検討する場」における国交省の対応に対して、最終的には、「やはりダムしかない」との方

向に誘導することを企図するものであるとの不信、批判が強くなっています。第3回「検討する場」に示された国交省の「説明資料①」は、国交省が「住民討論集会」で頑なに主張し、「河川整備基本方針検討小委員会」で強行決定された人吉地点80分の1、 $7,000 \text{ m}^3/\text{s}$ 、200分の1ともいわれる2006年（平成18年）川内川降雨にもとづくシミュレーションでした。川辺川ダムに導くレベルの「安全度」、あるいはそれ以上の「安全度」に引き上げることによって、「ダムによらない治水」という論議の行く末を事実上封じ込め、「ダムしかない」とする国交省の企図があらわになったものです。「住民討論集会」で、人吉地点 $7,000 \text{ m}^3/\text{s}$ を主張し、川辺川ダム以外代替案費用、2,100億円（人吉地点1160億円、中流域870億円、八代地区70億円）を強弁し、川辺川ダム建設に固執した国交省の再現とも言えるものです。

金子国土交通大臣と蒲島知事会談での合意や、「検討する場」の設置目的から逸脱する国交省の対応を看過すれば、事態はまた「川辺川ダムは是か非か」を争う段階に逆戻りしかねません。熊本県として、「検討する場」の設置目的に沿って、国土交通省が、「ダム以外治水」の具体化のために誠実に努めるよう求めることは当然として、国土交通省に対して、「ダムに回帰する意図がないこと」、「ダムなし河川整備計画を策定する方針であること」を確認るべきです。

2、河川法にもとづく「ダムによらない河川整備計画」の策定を

① 球磨川水系河川整備計画

国交省は、昨年の8月25日、今後おおむね30年間の具体的な河川の整備に関する計画である「球磨川水系河川整備計画（案）」を熊本県に示しました。

その後、蒲島知事の「川辺川ダム白紙撤回」表明（9月11日）を経て、「ダムによらない治水」対策をめざすこととなりました。この結果、8月25日、国交省が示した「球磨川水系河川整備計画（原案）」の「川辺川ダムによる洪水調節」は存在しないこととなりました。

河川整備計画に地ての考え方は、第1回「検討する場」で詳しく言及されています。

*第1回「検討する場」会議録より

—藤澤九州地方整備局河川部長

大きな目標としての球磨川の河川整備基本方針というのは1昨年策定しておりますけれども、それを受け一気にたどり着けるわけではございません

というものでございます。一気に 1/80 はいかない場合は、そういった中間目標をもって整備を進めていくということでございます。」

② 「ダムなし河川整備計画」策定を

日本共産党熊本県委員会は、6月3日の「申し入れ」で、河川法にもとづく河川整備計画の策定を求めました。

河川整備計画は、河川法に定められているもので、国交省は策定の義務を負っています。また、これまでの「検討する場」の発言でも明らかのように、「ダムによらない治水」とは、「ダムによらない河川整備計画」に他ならないことは明らかです。

第3回「検討する場」で提案された「熊本県案」を、改善充実させ、流域の市町村長も参加する、河川法上の規定との関連でも好条件を備える「検討する場」で河川整備計画の「原案」を練り上げ、それをベースに国交省が、法に則り、住民意見、専門家意見、首長意見を聴取・反映し、合意形成を経て、「ダムなしの球磨川水系河川整備計画」を策定していくようにすべきです。

熊本県が積極的な役割を果たされることを要請するものです。

* 6月3日「申し入れ」の「河川整備計画」の関連部分

「80年に一度の洪水＝川辺川ダム」こそ、国土交通省が永く固執続けてきた立場です。そのために現実に求められる球磨川・川辺川の治水対策が遅れました。河川法が改正されて12年になりますが、いまだに同法にもとづく河川整備計画が策定されていません。これも川辺川ダムを含む河川整備計画に国交省がこだわってきたためです。

河川法に基づく河川整備計画が、法に基づくダムによらない治水計画です。河川整備計画は、20年～30年に1度の安全度を目標にすることとなっており、ダムを含まない治水計画として策定することができます。また流域住民の意見を聞くことが求められており、流域住民の意見・要求を法的に反映する仕組みもあります。「川辺川ダムがやっぱり必要」と誘導するような資料の説明や論議ではなく、「毎年ある水害をなくしてほしい」という切なる声に、現実にこたえる河川整備計画の策定のために、「検討の場」がその役割を果たすよう、国土交通省の尽力を願うものです。

ので、そうした中で現状からいかにいろんなお知恵を頂きながら、どういうメニューであればどういったところが効果が得られるかというところを下から積み上げるような格好の検討を今回は進めていきたいなと思っております。

もともと基本方針というのは、かなり長中期的な目標ということで定めております。そうした中で私どもは昨年8月25日に(整備局長から熊本県知事へ)お話をさせて頂いたのは、当面の整備計画の考え方ということで、概ね30年間でどこまでできるかというようなお話を説明させて頂いたわけでございます。今回、一気に長中期的なことではなく、まず、現状からどこまでどういったメニューで積み上げられるのか、それによって流域がどういう状況になるのか、それを皆様に確認して共有しながらこの会議を進めさせて頂ければと思っております。,そうした中で皆様方の更なるご意見を頂きながら、今後をどう進めていくかということについてもご意見頂けるかと思っております。

—松永熊本県土木部長

球磨川は国が管理している河川ですから、県がここでお答えすることではないかもしれません、県が河川管理をやっている場合の治水安全度の考え方でございますが、先ほど国土交通省の方からご説明がございましたが、河川の治水については大きく2つの流れがありまして、1つは、(河川整備)基本方針で、将来の河川の安全はこのようにやっていくんだということは明快になっております。ただ、当面、どのようなことをやっていくのかということを(河川)整備計画で、位置づけて、短期的に取り組む目標を定めております。

ですから先ほど八代市長さんからお話しがありましたように、球磨川の安全度というのは、国は、将来的には上中流が1/80、下流が1/100と示されています、その目標に向かって、どういう手順で進めていくか、その手順を明らかにしているのが(河川)整備計画でございます。この「ダムによらない治水対策の検討の場」についても、今後、(河川)整備計画をどうやって立てていくかという、先ほどから言われておりますように、流域の共通認識を図った上で、どのような(河川)整備計画を立てていくかということのベースになるものだと思っておりますので、いきなり1/80、1/100というのをこの場で議論するのではないと思っております。

—藤澤九州地方整備局河川部長

長期的な1/80、八代で1/100という目標は、これはこれであります。そうした中で、途中段階の、先ほど県の土木部長さんがお話しされた、整備計画という、途中段階目標みたいなものもあります。それは具体にどういったメニューを積みあげていけば、どれくらいまで当面の安全度をあげられるか